

（第 9 0 号議案）

中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 1 2 条 （略） （失業者の退職手当） 第 1 3 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する <u>高年齢被保険者</u> に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 (1) （略） (2) その者を雇用保険法第 3 7 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第 1 7 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 2 0 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法 <u>第 3 7 条の 4 第 3 項</u> の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額 6 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する <u>高年齢被保険者</u> に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前	第 1 条～第 1 2 条 （略） （失業者の退職手当） 第 1 3 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u> (1) （略） (2) その者を雇用保険法第 3 7 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第 1 7 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 2 0 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法 <u>第 3 7 条の 4 第 3 項前段</u> の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額 6 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当する</u>

項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 (略)

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (略)

(6) 求職活動に伴い、雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

9 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

10 第8項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

11 (略)

12 (略)

13 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項及び第5項から第9項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険

ものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 (略)

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (略)

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

9 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

10 (略)

11 (略)

12 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険

法第10条の4の例による。

14 (略)

第14条～第24条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（中野区職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における中野区職員の退職手当に関する条例第11条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有するものにあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

3 新条例第13条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第9項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の中野区職員の退職手当に関

法第10条の4の例による。

13 (略)

第14条～第24条 (略)

附 則 (略)

する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第13条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第13条第9項において準用する同条例第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する中野区職員の退職手当に関する条例第13条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する中野区職員の退職手当に関する条例第13条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。